

第1条 【名称および所在地】

当サッカースクールは、東京ヴェルディサッカースクール(以下本スクールという)と称し、事務局を東京都稲城市矢野口 4015-1 東京ヴェルディ株式会社内に置く。

第2条 【目的および指導方針】

本スクールは、サッカーを通して、人格の育成ならびに健全な心身の鍛錬を行うと共に、会員相互の親睦を図りながら、地域スポーツの振興に寄与することを目的とする。経験豊富なコーチにより、より多くの青少年の体力づくり、活づくりを行いながら健康増進を図ることを主とし、選手の育成のみを目的としたものではない。

第3条 【入会資格および手続き】

本スクールに入会できる者は、本スクールの趣旨に賛同する対象学年(年齢)の男女とする。入会希望者は、所定の入会申込書、誓約書および月謝の自動引落し依頼書に必要事項を記入捺印して提出する。

第4条 【会費】

会員は、別に定める入会金、年会費および月謝を所定の期日迄に納入しなければならない。月謝滞納が3箇月続いた場合は退会とみなすことができる。ただし、会員は退会の時期に関わらず滞納している月謝を全額支払わなければならない。また、一旦納入した入会金、年会費および月謝は、理由の如何を問わず返還しない。

第5条 【遵守事項】

会員は、次のことを必ず守らなければならない。

(1)スクール内の秩序、規則、コーチの指示。

(2)明朗、快活なスポーツマンとしての誇りと毅然とした態度。

第6条 【活動期間】

本スクールの活動期間は、原則として毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、夏休み(7月下旬～8月)、冬休み(12月下旬～1月上旬)、春休み(3月下旬～4月上旬)は休校とする。

第7条 【ユニフォームの購入および着用】

会員は、本スクールが指定するユニフォームを購入し着用しなければならない。ただし、成人男女を対象としたクラス等、本スクールから特に指定がない場合に関してはこの限りではない。

第8条 【休会】

怪我、もしくは本スクールが認めた理由により、1ヶ月以上休む場合には休会届を提出しなければならない。事前に提出があった場合、休会期間の月謝を半額とする。

第9条 【退会】

退会する場合には、退会する月の20日までに退会届を提出しなければならない。期日を過ぎた場合は受け付けをしない。

第10条 【閉校】

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のサッカースクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールを休校、もしくは閉校することがある。

第11条 【更新】

次年度への在籍登録は、自動更新とする。

第12条 【負傷時の処置】

会員が、本スクールでの練習時に負傷した場合には、本スクールが応急処置を施す。ただし、その後の治療、入院、通院等については保護者が責任を負う。なお、本スクールはスポーツ傷害保険に加入している。加入の手続き、その後の保険業務手続きおよび保険料負担は本スクールが行う。

第13条 【月謝の払い戻しについて】

一旦納入した入会金、年会費、月謝の払い戻しはしない。

第14条 【除名】

本スクールは、本規約に違反した者や、本スクールの名誉を損なう等会員としてふさわしくないと判断された者を退会させることができる。

第15条 【免責】

本スクール内の諸規則や指導者の指示に従わないで起きた事故、盗難等について本スクールは一切賠償をしない。

第16条 【付則】

本スクールは、必要に応じて随時、本規約を改正することができる。とともに、本規約に関する事項について細則を定めることができる。

第17条 【発効および改定】

この規約は、2012年4月1日より発効する。2018年10月改定。